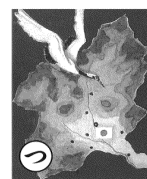




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月16日(金) 第10060号

目次

ページ

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(税務課) 2
- 知事指定薬物の指定(薬務課) 2
- 保安林予定森林(森林保全課) 2

公告

- 開発工事の完了(建築課) 3
- 道路位置の指定(同) 3

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則及び群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部を改正する規則(交通企画課) 4

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第264号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の2第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和4年12月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 株式会社ハートフルサトウ 代表取締役 佐藤純一
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 太田市藤阿久町914-2
- 3 特約業者の指定の取消年月日 令和4年10月31日

## ◎群馬県告示第265号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年12月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 知事指定薬物の名称
  - (1) 2-（3-メトキシフェニル）-2- [（プロパン-2-イル）アミノ] シクロヘキササン-1-オン（通称名MXiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
  - (2) N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン（通称名5-MMPA、Mephedrene）及びその塩類
  - (3) 2- {2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
  - (4) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）及びその塩類
  - (5) N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名APP-BINACA、APP-BUTINACA）及びその塩類
- 2 指定の理由  
条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 3 指定の効力が発生する日  
令和4年12月17日

## ◎群馬県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和4年12月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 利根郡昭和村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
利根郡昭和村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。

**■ 公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年12月16日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字諏訪原2400-9	邑楽郡邑楽町大字中野2879番地2 正田哲也
2	邑楽郡邑楽町大字中野字前原2580-2	邑楽郡邑楽町大字中野4543 ウインディア 未来A101 高口花奈子、高口直樹
3	邑楽郡邑楽町大字狸塚字店1341-7	栃木県佐野市並木町230番地 山根優輝、山根里奈

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年12月16日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項	北群馬郡吉岡町大字北下	延長 87.39	群馬県指令前土第304-1

	第5号に規定する道路	字畑中241-3	幅員 5.00 ～6.00	6号 令和4年11月4日
2	同	北群馬郡榛東村大字新井 字北原2755-1	延長 幅員 80.50 4.51	群馬県指令前土第304-1 7号 令和4年11月14日

## ■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則及び群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月16日

群馬県公安委員会委員長 高橋 伸 二

### 群馬県公安委員会規則第10号

群馬県道路交通法施行細則及び群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部を改正する規則

（群馬県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「検査証の写し」を「自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面」に改める。

第25条第15号中「（昭和26年法律第185号）」を削る。

（群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部改正）

第2条 群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則（平成25年群馬県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の自動車検査証」を「の車検証記録事項記載書面」に、「第58条」を「第58条第2項」に、「自動車検査証、」を「自動車検査証記録事項が記載された書面、」に、「車検証」というを「同じ」に改める。

第5条第2項、第8条第2項各号及び第10条第2項中「車検証」を「車検証記録事項記載書面」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「車検証、」を「自動車検査証記録事項が記載された書面等及び」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111